

非課税対象施設一覧表

(1 / 4)

整理 番号	区 分	要 件	適 用		地方税法 根拠規定
			資産割	従業者割	
1	国・公共法人	国、非課税独立行政法人及び非課税地方独立行政法人並びに法人税法第2条第5号の公共法人	○	○	701の34 ①
2	公益法人等	法人税法第2条第6号の公益法人等又は人格のない社団等が行う収益事業以外の事業	○	○	701の34 ②
3	教育文化施設	博物館法第2条第1項の博物館、図書館法第2条第1項の図書館、学校教育法附則第6条により設置された幼稚園	○	○	701の34 ③-3
4	公衆浴場	都道府県知事が入浴料金を定める公衆浴場	○	○	701の34 ③-4
5	と畜場	と畜場法第3条第2項のと畜場	○	○	701の34 ③-5
6	死亡獣畜取扱場	化製場等に関する法律第1条第3項の死亡獣畜取扱場	○	○	701の34 ③-6
7	水道施設	水道法第3条第8項の水道事業者等の管理に属する水道施設	○	○	701の34 ③-7
8	一般廃棄物 処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の市町村長の許可若しくは同法第9条の8第1項の環境大臣の認定を受けて、又は同法第7条第1項ただし書若しくは同条第6項ただし書により市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○	701の34 ③-8
9	病院・診療所等	医療法第1条の5の病院及び診療所、介護保険法第8条第25項の介護老人保健施設で医療法人が開設するもの並びに看護師等の医療関係者の養成所	○	○	701の34 ③-9
10	保護施設	生活保護法第38条第1項の保護施設で特定のもの	○	○	701の34 ③-10
11	小規模保育施設	児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する施設	○	○	701の34 ③-10の2
12	児童福祉施設	児童福祉法第7条第1項の児童福祉施設で特定のもの	○	○	701の34 ③-10の3
13	認定子ども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定子ども園	○	○	701の34 ③-10の4
14	老人福祉施設	老人福祉法第5条の3の老人福祉施設で特定のもの	○	○	701の34 ③-10の5
15	障害者支援施設	障害者自立支援法第5条第11項の障害者支援施設	○	○	701の34 ③-10の6

非課税対象施設一覧表

(2 / 4)

整理 番号	区 分	要 件	適用		地方税法 根拠規定
			資産割	従業者割	
16	社会福祉施設	社会福祉法第2条第1項の社会福祉事業の用に供する施設で特定のもの（整理番号10から15までの該当施設を除く）	○	○	701の34 ③-10の7
17	包括的支援施設	介護保険法第115条の46第1項の包括的支援事業の用に供する施設	○	○	701の34 ③-10の8
18	農林漁業 生産施設	農業、林業又は漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設で特定のもの	○	○	701の34 ③-11
19	農業協同組合等 共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等の法人が農林水産業者の共同利用に供する施設で特定のもの	○	○	701の34 ③-12
20	農業倉庫	農業倉庫業法第1条第1項の農業倉庫業者又は同法第19条第1項の連合農業倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	○	○	701の34 ③-13
21	卸売市場等	卸売市場法第2条第2項の卸売市場及びその機能を補完する特定のもの	○	○	701の34 ③-14
22	熱供給事業用 施設	熱供給事業法第2条第2項の熱供給事業の用に供する施設で特定のもの	○	○	701の34 ③-15
23	電気事業用施設	電気事業法第2条第1項第1号の一般電気事業又は同項第3号の卸電気事業の用に供する施設で特定のもの	○	○	701の34 ③-16
24	ガス事業用施設	ガス事業法第2条第1項の一般ガス事業又は同条第3項の簡易ガス事業の用に供する施設で特定のもの	○	○	701の34 ③-17
25	中小企業の 集積の活性化 事業用施設	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号ロの連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で政令で定めるものを行う者が都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から同号ロの貸付を受けて設置する施設のうち特定のもの	○	○	701の34 ③-18
26	中小企業の産業 の国際競争力強 化事業等に供 する施設	総合特別区域法第2条第2項第5号イに規定する国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に資する事業又は同条第3項第5号イに規定する地域活性化総合特別区域における地域の活性化に資する事業を行うため、市町村からの資金の貸付けを受けて設置した、共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業の用に供する施設で特定のもの	○	○	701の34 ③-19
27	鉄道事業用施設	鉄道事業法第7条第1項の鉄道事業者又は軌道法第4条の軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で特定のもの	○	○	701の34 ③-20

非課税対象施設一覧表

(3 / 4)

整理 番号	区 分	要 件	適 用		地方税法 根拠規定
			資産割	従業者割	
28	自動車運送 事業用施設	道路運送法第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法第2条第2項の一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業法第2条第6項の貨物利用運送事業のうち同条第4項の鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの若しくは同条第8項の第2種貨物利用運送事業のうち同条第3項の航空運送事業者の行う貨物の運送に係るものを経営する者がその本来の事業の用に供する施設で特定のもの	○	○	701の34 ③-21
29	自動車ターミ ナル用施設	自動車ターミナル法第2条第6項のバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で特定のもの	○	○	701の34 ③-22
30	国際路線航空 事業用施設	国際路線に就航する航空機が使用する公共の飛行場に設置される施設で当該国際路線に係る特定の施設	○	○	701の34 ③-23
31	電気通信 事業用施設	専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置して電気通信事業法第2条第3号の電気通信役務を提供する同条第4号の電気通信事業を営む者で政令で定めるものが当該電気通信事業の用に供する施設で特定のもの	○	○	701の34 ③-24
32	一般信書便 事業用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項の一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で特定のもの	○	○	701の34 ③-25
33	郵便事業用施設	日本郵便株式会社が日本郵便郵便株式会社法第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務の用に供する施設で特定のもの	○	○	701の34 ③-25の2
34	勤労者の福利 厚生施設	勤労者の福利厚生施設で特定のもの	○	○	701の34 ③-26
35	路外駐車場	駐車場法第2条第2号の路外駐車場で特定のもの	○	○	701の34 ③-27
36	駐車場	道路交通法第2条第1項第10号の原動機付自転車又は同項第11号の2の自転車の駐車のための施設で都市計画法第11条第1項第1号に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの	○	○	701の34 ③-28
37	高速道路 事業用施設	東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社が、高速道路株式会社法第5条第1項第1号、第2号又は第4号の事業の用に供する施設で特定のもの	○	○	701の34 ③-29

非課税対象施設一覧表

(4 / 4)

整理 番号	区 分	要 件	適用		地方税法 根拠規定
			資産割	従業者割	
38	消防用設備等 及び防災施設 ・設備等	百貨店、旅館その他の消防法第17条第1項の防火対象物で多数の者が出入するものとして政令で定めるものに設置される同項の消防用設備等で特定のもの及び同条第3項の特殊消防用設備等並びに当該防火対象物に設置される建築基準法第35条の避難施設その他の政令で定める防災に関する施設又は設備のうち特定のもの	○	○	701の34 ④
39	港湾運送 事業用施設	港湾運送事業法第9条第1項の港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で特定のもの	○	○	701の34 ⑤